

三軒茶屋キャンパス障がい学生支援委員会内規

平成 31 年 3 月 28 日制定

平成 31 年 4 月 1 日施行

(設 置)

第 1 条 三軒茶屋キャンパスに、三軒茶屋キャンパス障がい学生支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第 2 条 委員会は、心身に障がいのある本学部の学生、入学を志願する者（以下「障がい学生」という。）及び障がいの疑いのある学生の情報を集約し、障がい学生及び障がいの疑いのある学生の教学及び学生生活の支援について審議し、障がい学生の修学環境の整備を図ることを目的とする。

(定 義)

第 3 条 この内規において、障がい学生とは、心身に障がいがあり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障がいがあることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望する者をいう。

(審議事項)

第 4 条 委員会は、次の事項を審議する。

- ① 障がい学生の合理的配慮の合意形成に関する事項
- ② 障がい学生支援のための企画及び立案に関する事項
- ③ 障がい学生に係る施設設備に関する事項
- ④ 障がい学生の支援に関する関係教職員等との連絡調整に関する事項
- ⑤ 障がい学生への不当な差別的取扱の防止に向けた研修及び啓発に関する事項
- ⑥ 障がいの疑いのある学生に対する対応に関する事項
- ⑦ その他障がい学生及び障がいの疑いのある学生に関する事項

(構 成)

第 5 条 委員会は、次の者をもって構成する。

- ① 学生担当
- ② 学務担当
- ③ 事務長
- ④ 教学サポート課長
- ⑤ カウンセラー
- ⑥ コーディネーター

2 委員会に幹事若干名を置くことができる。

(任 期)

第 6 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第7条 委員会の委員長は、学生担当とする。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(開 催)

第8条 委員会は、必要に応じて開催する。

(構成員以外の出席)

第9条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(所 管)

第10条 委員会に関する事務は、教学サポート課が行う。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。